



平成18年5月19日

各 位

会社名 株式会社 セリア
代表者名 代表取締役社長 河合 宏光
(コード番号: 2782)
問合せ先 常務取締役 河合 映治
経営企画室長
電話番号 0584-89-8858 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第19期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、新設するものであります。

(変更案第14条)

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、代理人の員数を規定するものであります。

(変更案第16条)

取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、迅速な意思決定を可能とするため、新設するものであります。

(変更案第23条)

- (2) 電子公告制度の導入による、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(変更案第5条)

- (3) 商号の英文名を一般的な表記に変更を行うものであります。

(変更案第1条)

- (4) 上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日(水)
定款変更の効力発生日 平成18年6月28日(水)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社セリアと称し、英文では、<u>Seria CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 日用品雑貨及びインテリア小物の販売 2. 酒類の販売 3. 食品の販売 4. 日用雑貨品の輸出入 5. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を岐阜県大垣市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して</u>する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、200,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(基準日) 第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2 <u>本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 <u>当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株の買取り、株券喪失登録の手続き及び端株原簿の記載または記録等に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社セリアと称し、英文では、<u>Seria Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 日用品雑貨及びインテリア小物の販売 2. 酒類の販売 3. 食品の販売 4. 日用雑貨品の輸出入 5. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行のとおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、200,000 株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続き、端株原簿の記載または記録、その他株式及び端株に関する取扱並びに手数料及び電磁的方法による株主権行使等の取扱については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(総会議事録)</p> <p>第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は<u>3名以上10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行のとおり) 2 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明</u>する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行のとおり) 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 (現行のとおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(第21条より移行)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は3名以上4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行のとおり)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(第20条へ移行)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 (現行のとおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役<u>の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第30条 (現行のとおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) 第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第31条 (現行のとおり)</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議を<u>も</u>って定める。</p>	<p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>年1期</u>とする。</p>	<p>(事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金) 第35条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日における端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。 (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び同日における端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行う</u>ことができる。</p>	<p>(中間配当) 第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当を</u>することができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>